

住宅改修費助成事業

在宅生活を維持するために必要な住宅改修に際し、その費用の一部を助成します。

要件

- 東洋町福祉サービス総合事業の対象者である(申請が必要です)
- 起居動作につかまりを要する状態にある者、
または認知症の診断を受けている者
- 住宅改修により日常生活動作の自立向上が見込まれる者
- 町税等の滞納がなく、町民税非課税の世帯である
- 以下のいずれかを満たす者
 - ア. 介護保険制度・住宅改修を利用せずとも、本事業・住宅改修で日常生活動作の自立向上が可能となる者(※)
 - イ. その他町長の認める者

(※)介護保険取得者は、介護保険制度・住宅改修を優先とする。
過去に介護保険制度・住宅改修を使用した者は、介護保険認定切れの場合も介護保険で検討する。
介護保険上限額まで利用した場合は、本事業での追加はできない。

助成の内容

- ①助成対象となる住宅改修は、東洋町に住民票を有し居住する住宅とし、本人の在宅生活の自立や負担軽減に資するもの、もしくは、介護者の負担軽減に資するものに限ります。
- ②助成額は、基準額の上限を50,000円とし、かかる費用の9割を助成します。(生活保護対象者については10割を助成します。)
- ③基準額を超えた金額については、対象者の負担とします。

お問い合わせ 東洋町地域包括支援センター ☎0887-29-3186